

（令和7年3月17日
監査委員決定）

「監査の指針」に掲げた「県民の信頼と負託のもと、県民のために県の行財政全般について監査し、その適正な執行の確保及び運営の質の向上を図る」という使命を果たすため、この指針に掲げた3つの理念（「公正な監査」「県民起点の監査」「改善を促す監査」）を行動の規範とし、「広島県監査委員監査基準」に従って、質の高い監査を実施する。

実施概要

1 定例監査

定例監査は、次により、別紙のとおり計画的に実施する。このうち、公営企業会計を所管する機関（商工労働局及び上下水道部並びに旧病院事業局分）の定例監査に係る事務局業務の一部（財務に関する調査）を監査法人に委託し、専門的知識・技術を活用した監査を実施する。

なお、監査のけん制機能を確保するため、抜き打ち的監査を実施する。

また、今年度の重点監査項目を次のとおり定め、定例監査の中で重点的な調査を実施する。

重点監査項目	対象機関	調査内容等
公印押印に係る取扱い	公印管理機関	公印の管理、公印押印の際の確認手続の状況

(1) 本庁

原則として次により実施する。

ア 対象機関

知事部局、教育委員会、警察本部等、すべての任命権者を対象とし、監査を実施する。知事部局を対象とするときは、局（部）を監査の単位とする。

イ 監査体制

相手方局長等の出席を求め、監査委員全員による監査を実施する（事前に職員調査を実施）。

ウ 実施時期

7月から8月までの間

(2) 地方機関

ア 対象機関

原則として次の基準により、組織改正や事務手続変更等の状況も考慮し選定の上、実施する。

知事部局	総務・県税・厚生環境・農林水産・建設の各事務所	2年に1回実施
	その他の地方機関 ※	3年～5年に1回実施
教育委員会	地方機関（県立学校等を含む。）	3年～5年に1回実施
警察本部	地方機関	3年～5年に1回実施

※ 総合技術研究所（企画部）は、本庁監査と同時に実施する（毎年）。

イ 監査体制

相手方所長等の出席を求め、監査委員1名～2名による監査を実施する（事前に（県立学校及び警察署は同日に）職員調査を実施）。

ただし、小規模な地方機関については、職員調査に基づく書面監査を行う。

ウ 実施時期

4月から3月までの間（ただし、本庁監査の実施時期を除く。）

2 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、次により、別紙のとおり計画的に実施する。このうち、県出資法人の監査に係る事務局業務の一部（財務に関する調査）を監査法人に委託し、専門的知識・技術を活用した監査を実施する。

(1) 県出資法人

ア 対象機関

原則として次の基準により、実施事業の変更等の状況も考慮し選定の上、実施する。

全額出資法人及び県指定出資法人	2年に1回実施 (ただし、小規模な法人は3年に1回)
1／2以上出資法人	3年～5年に1回実施
1／4以上1／2未満出資法人	

イ 監査体制

相手方理事長等の出席を求め、監査委員1名～2名による監査を実施する（事前に職員調査を実施）。

ただし、小規模な法人については、職員調査に基づく書面監査を行う。

ウ 実施時期

10月から3月までの間

(2) 補助団体等

ア 対象機関

原則として補助金額1,000万円以上の団体のうちから、次の基準により補助制度の変更等の状況も考慮し選定の上、実施する。

継続的に5,000万円以上の補助を受けている団体	おおむね5年に1回実施 (学校法人は必要に応じて実施)
その他の団体	必要に応じて実施

イ 監査体制

原則として、職員調査に基づく書面監査を行う。

ウ 実施時期

10月から3月までの間

(3) 指定管理者

ア 対象機関

おおむね 5 年に 1 回実施することとし、実施業務の変更等の状況も考慮し選定の上、実施する。

なお、当該指定管理者が県出資法人である場合は、(1)の基準等を優先して適用の上、実施する。

イ 監査体制

原則として、職員調査に基づく書面監査を行う。

ウ 実施時期

10 月から 3 月までの間

3 重点行政監査

定例監査等から現れた課題や県民の関心の高い今日的課題など、監査結果に基づく改善効果が期待できる実効性のあるテーマを選定し、経済性、効率性、有効性等の観点を重視した、より深く掘り下げた監査を実施する。

なお、テーマ等については別に定める。

4 決算審査等

次の事項について、監査委員の合議により意見を決定し、9 月定例会が開会するまでに知事へ提出する。

このうち、公営企業の決算審査に係る事務局業務の一部を監査法人に委託し、専門的知識・技術を活用した審査を行う。

なお、審査作業に当たっては、複数による数値等の照合・確認を徹底し、審査の正確性に万全を期すこととする。

(1) 歳入歳出及び公営企業の決算審査

ア 歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査

県の一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況について、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、予算は議決の趣旨にのっとり合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼に、定例監査の結果等も参考にして審査を実施する。

イ 公営企業決算審査

公営企業会計について、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、事業の運営が地方公営企業法に定める経営の基本原則の趣旨に従って行われたか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか等を主眼に、定例監査の結果等も参考にして審査を実施する。

(2) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率等の「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」について、正しく算定されているか、算定の基礎となる事項は適正であるか等を主眼に、審査を実施する。

5 例月出納検査

会計管理者及び地方公営企業法の適用を受ける企業の管理者（管理者を置かない事業は、管理者の権限を行う知事）から提出された出納検査調書等に基づき、現金の出納に係る事務処理が適正かつ正確に行われているかを主眼に、毎月、期日を定めて実施する。

原則として、職員調査に基づく結果を監査委員に報告することで検査とするが、監査委員が説明聴取を行う必要があると認める場合には、担当部局等から、直接、説明を聴取する。

6 内部統制評価報告書審査

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査を実施した上で、監査委員の合議により意見を決定し、9月定例会が開会するまでに知事へ提出する。

7 監査結果の改善指導

(1) 監査のフォローアップ

監査結果に基づく措置が講じられ、指摘事項等が改善されて初めて監査の実効が上がったと言えることから、執行機関に対して、是正・改善が図られるまで、継続的に取組状況の報告を求めていく（監査調書において、指摘事項等に対する取組状況の記載を求めるとともに、過去３年間の指摘事項等に対する措置状況について、10月までに報告を求める。）。

(2) 職員向け周知の徹底

監査結果などから職員が誤りやすい事務処理などを類別・体系化し、県の行政LAN・WANなどを活用して、その周知の徹底により未然防止につなげる。

8 監査結果に基づく意見書の提出

監査結果などに基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査委員から知事に対して意見書を3月に提出する。

9 監査結果等の公表

定例監査及び財政的援助団体等監査の結果については、報道機関への資料提供を行うとともに、県のホームページなどで速やかに公表する。公表に当たっては、根拠や背景・現状を示すなど、県民に分かりやすいものとする。

また、決算審査等意見書、内部統制評価報告書審査意見書及び知事への意見書については、監査委員による記者発表を実施するとともに、県のホームページなどで速やかに公表する。

10 令和7年度監査等執行計画（概要）

区 分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定例 監査	本庁				←→				★ 結果提出				
	地方 機関	←→			★ 結果提出	←→				★ 結果提出		★ 結果提出	
財政的援助団 体等監査								←→				★ 結果提出	
重点行政監査													→
決算審査等				←→			★ 審査意見書 提出						
例月出納検査		←	原則毎月25日実施										→
内部統制評価 報告書審査				←→			★ 審査意見書 提出						
監査のフォロー アップ							◎ 措置状況 報告			→★ 措置状況公表		★ 結果提出	
知事への意見 書提出												★ 意見書提出	
記者発表 ※							★ 第1回					★ 第2回	

※記者発表による公表予定内容

- ・ 第1回：決算審査等意見書及び内部統制評価報告書審査意見書
- ・ 第2回：知事への意見書

令和7年度 定例監査等執行計画

別 紙

区 分				実 施 方 針		令和7年度 計画			令和6年度 実績			
						機関数	執行数	うち 委員監査	機関数	執行数	うち 委員監査	
県 の 機 関	本 庁	各局		毎年実施		10	10	10	11	11	11	
		行政委員会等		毎年実施		10	10	6	10	10	7	
		小 計				(20)	(20)	(16)	(21)	(21)	(18)	
	地 方 機 関	知事部局	総務、県税、厚生環境、農林水産、建設の各事務所		2年に1回		16	7	7	16	10	10
			その他の機関		3年～5年に1回		46	15	14	46	12	12
		病院事業局	広島病院、安芸津病院		—		—	—	—	2	1	1
		教 育 委 員 会	県立学校		3年～5年に1回		98	20	7	98	19	5
			その他の機関				11	1	1	11	3	1
		県警察	警察署、警察学校		3年～5年に1回		27	5	3	27	7	7
		抜打ち			選定して実施		—	1	0	—	2	0
		小 計				(198)	(49)	(32)	(200)	(54)	(36)	
	合 計				218	69	48	221	75	54		
財 政 的 援 助 団 体 等	出 資 法 人	全額出資法人・県指定出資法人		2年に1回(小規模な法人は3年に1回)		13	6	6	12	5	5	
		1／2以上出資法人		3年～5年に1回		8	3	2	8	3	3	
		1／4以上1／2未満出資法人				8	1	1	8	2	2	
		小 計				(29)	(10)	(9)	(28)	(10)	(10)	
	補 助 団 体 〔補助金額 1,000万円 以上の団体〕	継続的 補助団体	補助金額5,000万円 以上の団体		おおむね5年に1回		20	10	0	20	2	0
			学校法人		選定して実施		35			35	2	0
		その他 の団体	社会福祉施設等整備補助団体		選定して実施		12			12	2	0
			その他の補助団体		選定して実施		294			294	4	0
		小 計				(361)	(10)			(0)	(361)	(10)
	指定管理者				おおむね5年に1回		53	10	5	53	5	3
	合 計				443	30	14	442	25	13		
	総 合 計				661	99	62	663	100	67		